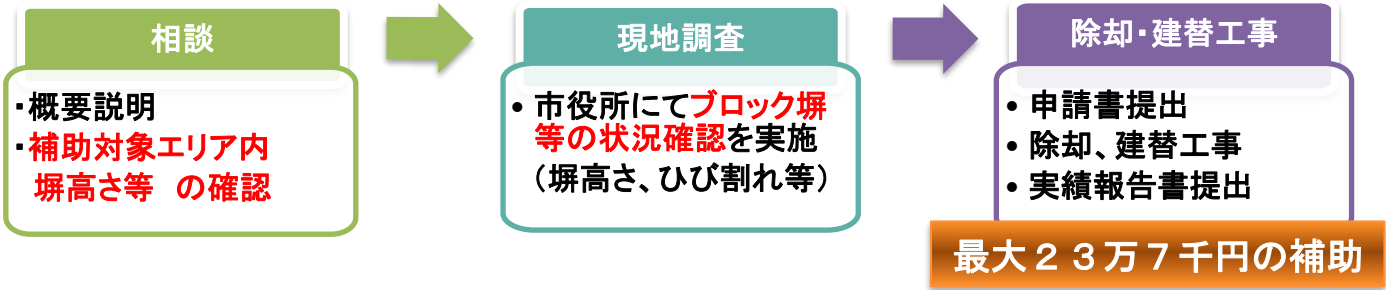


■ 都城市危険ブロック塀等除却促進事業補助制度について

○子供たちを守るため、小学校から概ね半径500mの範囲以内に存するもの又は小学校の通学路に面し、倒壊危険性が高いブロック塀等の除去、建て替え費用を補助します。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀等

○申請の流れ



○対象者

- 以下のすべてに該当する方
1. ブロック塀等の所有者
 2. 暴力団関係者でない方
 3. 市税の滞納のない方

○対象となるブロック塀等

- 以下のすべてに該当するブロック塀等
1. 市内にあるもの
 2. 健全性が確保されていないと市が確認したもの
(耐震診断基準に基づき確認する)
 3. **小学校から概ね半径500m以内**に存するもの
又は **小学校の通学路**に面するもの
 4. 一般の交通の用に供する道に面するもの
 5. 既存ブロック塀等の道路面からの**高さ1.2m以上**のもの
 6. 除却を行う場合は、
既存ブロック塀等の道路面からの**高さ0.8m以下**となるもの

○補助内容

事業種別	内容・補助額等
除却工事	【内容】 除却工事 【補助額】 次のいずれか少ない額 1. 1敷地つき、上限額 23万7千円 2. 除却するブロック塀等の長さにつき、 8千円／m 3. 除却工事費用の 2／3
建替工事	【内容】 建替工事 【補助額】 次のいずれか少ない額 1. 1敷地つき、上限額 23万7千円 2. 建替えするブロック塀等の長さにつき、 1万8千円／m 3. 建替え工事費用の 2／3

○申請における注意事項

1. 補助対象金額は消費税抜きの金額です。消費税分は自己負担となります。
2. 施工会社との契約は、市が交付する決定通知書の日付け以降に行ってください。

★ 自己負担分の資金のみで出来る『概算払い制度』が使えます ★

『概算払い制度とは』

工事完成後すぐに書類を提出すれば、業者に代金を支払う前に市から補助金を受け取ることが出来ます。

受け取った補助金と自己負担金を合わせて、工事代金を支払いますので、自己負担分の資金のみで耐震改修を行うことが出来ます。

○お問い合わせ・お申込み

都城市役所 【3階】
土木部 建築対策課 建築指導担当
〒885-8555 都城市姫城町6-21
TEL 0986-23-2585